

別海町中小企業担い手育成事業補助金の流れ (人材育成事業)

【申請者】 申請書類の提出（受講する研修の10日前までに申請ください）

- ・ 補助金等交付申請書（第1号様式）
 - ・ 補助金交付申請額算出調書（第2号様式）
 - ・ 申請額算出の根拠となる資料
（受講料が明記されている受講概要書、宿泊費及び交通費がわかる書類等）
 - ・ 受講者の雇用形態を確認できる書類の写し（保険証等）
 - ・ 会社の町税完納証明書・・・税務課で発行できます（有料）
- ※補助金の交付申請は1企業につき1年度2人（1人1回）までとなります。

【町】 内容精査後、補助金指令書を交付

（事業内容・金額に変更がある場合）

【申請者】 変更（中止）承認申請書類の提出

- ・ 補助金等交付変更（中止）承認申請書（第5号様式）
- ・ 補助金交付申請額算出調書 ※補助金額に変更がある場合

【町】 内容精査後、変更指令書を交付

【申請者】 事業実績報告書の提出

- ・ 補助事業実績報告書（第6号様式）
- ・ 決算額調書（第7号様式）
- ・ 研修の修了を証する書類の写し
- ・ 支出証拠書類の写し（領収書、振込用紙等）
- ・ 交付指令書の写し
- ・ 請求書（日付は入れないでください）
- ・ 口座振替払申出書（補助金の入金先を登録する書類です）

【町】 事業実績報告書等の内容審査後、補助金額を確定し「確定通知書」を送付
確定通知書に記載の補助金を交付

補助金について、書類の提出・お問合せ・ご相談などは下記担当までお願いします。

別海町役場 商工観光課 商工・労働担当

電 話：0153-75-2111（内線1623・1624）

メール：syoukou@betsukai.jp